# 子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しについて

# 令和6年2月 法務省民事局



## 父母の離婚後の子の養育をめぐる背景と課題

背景:父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響

子の養育の在り方の多様化

#### 【子の利益を実現するためには・・・】

- 養育費の取決め・支払の確保や、安全・安心な親子交流の実現が必要
- 離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要

#### 平成23年民法改正の際の附帯決議

- ・「共同親権・共同監護の可能性 は含めた検討
- ・「離婚後の面会交流及び養育費の支払い」について継続的な履行の確保のための必要な措置

## 【しかし、現状では・・・】

- 養育費・親子交流は取決率も履行率も低調
- 離婚後は、父母の一方のみが子の養育に関する事項を最終的に決定



(令和3年度全国ひとり親世帯等調査より:推計値)

※ 取決めがなくても給付・実施があれば、受給率・実施率に計上

# 

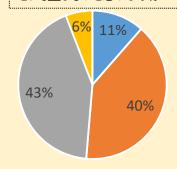
子の利益を確保するとともに、

DV・虐待を防止して安全・安心を確保する観点から、 民法等の改正と各種支援等の総合的な取組が必要 (参考) その年に離婚した父母間の未成年の子の数

1960年: 約7万人 2021年:約18万人

#### (参考) 離婚と子育てに関する世論調査

父母の双方が、離婚後も子の進路などの未成年の 子の養育に関する事項の決定にかかわることは、子に とって望ましいと思いますか



- ■どのような場合でも 望ましい
- ■望ましい場合が多い
- ■特定の条件がある場合には望ましい
- どのような場合でも 望ましくない

#### (参考) 父母の離婚後の子の養育に関する 海外法制調査結果

離婚後の父母双方を親権者とすることの可否

#### 【不可】

日本、インド、トルコ

#### (可)

アメリカ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、インドネシア、 韓国、タイ、中国、フィリピン、イタリア、イギリス、オランダ、スイス、 スウェーデン、スペイン、ドイツ、フランス、ロシア、オーストラリア、 サウジアラビア、南アフリカ

#### 【民法等改正の検討経過】

令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問令和6年2月 法制審議会から法務大臣に答申令和6年3月上旬 閣議決定(予定)

# 民法等の一部を改正する法律案の概要

令和6年2月 法務省民事局



新旧p24、28-29等

家手法152の3等

令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問

- 様々な論点について、子の利益を図る観点から議論
- ・様々な立場の方からのヒアリングや外国法制等の調査
- ・DVや虐待の懸念を踏まえ、安全・安心確保の方策の議論
- ・令和4年12月~令和5年2月 パブリック・コメント →個人・団体から合計8000件以上の意見

令和6年2月 法制審議会から法務大臣に答申 令和6年3月上旬 閣議決定(予定) 公布から2年以内 改正法施行(予定)

# 【改正案のポイント】

子の利益を確保するために・・・

- ○子の養育に関する父母の責務を明確化
- ○離婚後の子の養育の多様化を踏まえ、親権、養育費、親子交流等 について、事案に応じた適切かつ柔軟な解決を可能とする規律を整備
- ○DVや虐待のおそれがある事案に適切に対応するための規律を整備
- ○民法改正とともに、裁判手続の利便性向上に向けた規律を整備

#### 親の責務等の規律を新設

- 婚姻関係の有無にかかわらず**父母が子に対して負う責務を明確化** 展法817の12 (子の心身の健全な発達を図る、子の人格の尊重等、父母相互の協力など)
- 親権が子のために行使されるべきものであることを明確化<sub>民法818</sub>等

# 親権・監護等に関する規律の見直し

- **離婚後の親権者**に関する規律を見直し<sub>民法819等</sub>
  - ・裁判所は、子の利益の観点から、**父母双方又は一方**を親権者と指定 父母双方を親権者とすることで**子の利益を害する場合には単独親権** 【必ず単独親権となるケースの例】
  - →子への虐待のおそれがあるケース(身体的な虐待に限らない)
  - →DV等により親権の共同行使が困難なケース(身体的なDVに限らない)
  - ・協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定可能 ただし、**不適正な形での合意は裁判所が是正**
- 婚姻中を含めた親権(身上監護・財産管理等)行使の規律を整備
- ・父母双方が親権者であるときは、共同行使

新旧p12-13等 民法824の2等

- ・現に子を監護している親による親権の単独行使が可能な場合を明確化
- → 急迫の事情 (DV・虐待からの避難の場合など)
- →日常的な監護教育
- ・父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設
- 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務の規律を整備<sub>民法766、824の3等</sub>

# 養育費の履行確保に向けた見直し

- 養育費債権に優先権(先取特権)を付与 R法306、308の2等(公正証書や裁判所の審判等の債務名義がなくても差押え可能に)
- 法定養育費制度を導入 民法766の3等

(父母の協議等による取決めができない場合にも、養育費請求が可能に)

# 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 裁判手続の早期の段階での親子交流の試行的実施の規律を整備人訴法3404、
- 婚姻中別居の場面における親子交流の規律を整備<sub>民法817の13</sub>等
- 祖父母等と子との交流の規律を整備<sub>民法766の2等</sub>

## その他の見直し

- 養子縁組後の親権者に関する規律の明確化<sub>民法818</sub>
- 養子縁組の代諾等の規律の整備 新旧p7-8等 民法797等
- 財産分与の**請求期間を2年から5年に伸長** 民法768等
- 財産分与の考慮要素を明確化<sup>新旧p6等</sup> 民法768等(婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則 2 分の 1 ずつに)
- 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し<sup>新旧p3、6-7</sup>

# 子の養育の支援やDV被害に対応するための総合的な施策の概要

令和6年2月 法務省民事局



#### 【法制審議会家族法制部会の附帯決議】

- ・ 改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある
- ・ DVや児童虐待を防ぎ、各種支援についての充実した取組が行われる必要がある
- ・ 家庭裁判所が大きな役割を果たすことが見込まれ、適切な審理が期待される
- ・ 改正法の施行状況や各種支援の取組状況が適切な形で国民に発信される必要がある
- ・ 関係府省庁等において、子の利益の確保を目指した協力がされるよう、真摯に努める



改正法の円滑な施行に向けて、 関係府省庁等が連携し、 必要な支援策や体制整備を図ることが重要

#### 各種施策の概要

## ひとり親家庭支援・共同養育支援

(法務省・こども家庭庁等)

- ●離婚前後親支援事業
- →自治体における親講座の提供
- →弁護士への相談に関する支援など各種支援
- ●養育費・親子交流についての合意書の作成支援
- →合意書作成の手引きの離婚届書との同時交付
- →養育費・親子交流に関する解説動画
- ●ADRによる養育費の取決めの実効性強化
- →R5法改正により、認証紛争解決事業者が行うADR での養育費の取決めに基づく強制執行が可能に
- ●自治体における就業・自立支援事業(メニュー事業の1つ)
- →養育費等支援事業(養育費に関する相談員の配置、 家庭裁判所への同行支援等)
- →親子交流支援事業 (親子交流支援員の配置等)
- ●親子交流支援団体の活動支援
- →支援団体の一覧の公表・参考指針の作成
- ●改正法の内容の適切な周知
- →協議離婚の際の親権・監護に関する取決めの手引き
- →親権の単独行使が可能な事例等の解説
- ●更なる取組に向けた調査研究
- →離婚後養育講座(動画、漫画等)
- →共同養育計画(民間団体や海外の取組を参考に、 我が国に最適な養育計画の在り方を調査研究)

#### 裁判手続等の利便性向上

(法務省・裁判所等)

- ●家事調停手続における運営改善の取組
- →裁判官関与の充実、当事者との認識共有・期日間準備の促進、調停室の有効活用(1日2枠→3枠)等
- 裁判官・調停委員・家裁調査官への研修等
- →研修(DV等に関する研修を含む)の着実な実施
- →諸外国の先進的な運用等の知見を獲得
- →法の趣旨に沿った適切な運用の検討・共有
- ●家事調停手続における親ガイダンスの実施等→父母の対立から子の利益に目を向けてもらう工夫
- ●裁判手続のIT化・公正証書作成のIT化 (R4及びR5民訴法等改正)
- →オンライン申立て・ウェブ会議利用による負担軽減
- ●裁判手続におけるDV被害者への配慮
- →住所秘匿(R4民訴法等改正)によりDV加害者に避難たを知られる危険を回避
- →ウェブ会議の活用、出頭時にも接触回避の配慮
- ●民事執行の手続の拡充(R1民執法改正等)
- →債務者の財産調査の仕組みの実効性向上 ※今回の家族法改正でも手続負担軽減策導入
- →子の引渡しの強制執行の仕組みを整備
- ●法テラスにおける民事法律扶助
- →弁護士費用の立替払の範囲を拡大
- →償還免除の範囲を拡大

## DV被害者の保護・支援

(法務省·内閣府·厚労省·裁判所等)

- ●改正法の内容の適切な周知
- →今回の民法改正によりDV被害者の避難やその支援 に支障が生ずるものでないことを適切に周知
- ●DV防止法に基づく保護命令
- →R5法改正により保護の拡大
- ●DV被害者への対応
- →配偶者暴力相談支援センターでの相談対応、自 立の支援(就業、住宅、援護等の各種制度の利 用等)
- →婦人相談所(女性相談支援センター)による一 時保護、健康状態の把握、心理的支援、ソーシャ ルワーク、学習・保育支援、退所に向けての支援調 整等
- →「DV相談プラス」での相談対応(24時間の電話相談、SNS相談など)
- ●シェルター等を運営する民間団体(NPO・社福法人 等)による支援等の推進
- →地方公共団体と民間団体との連携の促進
- ●法テラスにおけるDV等被害者法律相談援助 →再被害防止に関する法律相談を実施
- ●加害者プログラム
  - ※DV加害者に自らの暴力の責任を自覚させ、暴力 の再発を防ぐためのプログラム
- →各地域における実施を推進